平成２６年（フ）第３７９号
神戸市長田区上池田４丁目10番15号
債務者　三宅　秀幸
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０６号
神戸市灘区灘北通８丁目２番１―1542号
債務者　喫茶軽食ポパイこと赤松明こと　赤松健次
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３０号
神戸市北区大脇台２番34―303号、従前の住所神戸市北区日の峰３丁目３番地の８
債務者　中谷　　實
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
福岡県八女市立花町兼松1659番地　兼松団地405号
債務者　酒井　　治
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４２号
北海道小樽市新光１丁目３番１号、前住所北海道小樽市銭函２丁目18番181号　銭函団地１号棟
債務者　佐々木はやと
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４６号
北海道小樽市末広町15番20号
債務者　笹森　一美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２２号
福井市狐橋１丁目215番地　グリーンゲーブルズＣ―102
債務者　木原　和恵
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
長野県諏訪市大字湖南542番地
債務者　久保田優美（旧姓有賀）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２９号
長野県諏訪市大字四賀1958番地１　サンコーポおくの208
債務者　髙橋　文子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第６９４号
愛知県尾張旭市井田町３丁目216番地　パレスプレサス10ｔｈ703号、従前の住所愛知県瀬戸市水無瀬町169番地の４
債務者　布谷　徳治
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３号
徳島県小松島市金磯町３番94号　入江マンション103、旧住所徳島県阿南市熊谷町熊谷16番地
債務者　湯浅　真二
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
徳島県徳島市蔵本町３丁目10番地　ワークマンション３Ｄ、旧住所徳島県徳島市庄町５丁目81番地の106
債務者　佐々木恭子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４２号
大分県別府市大字南立石2042番地の１　第３山口コーポ301号
債務者　宮本　謙治
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
北海道河東郡士幌町字士幌西２線160番地大通西団地２棟204号
債務者　土門　春男
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
山口県宇部市鵜の島町７番２―301号
債務者　齋藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４４号
山口県宇部市鵜の島町７番２―301号
債務者　齋藤　早苗
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山口地方裁判所宇部支部